

諮問日：令和3年9月3日（令和3年度（情）諮問第18号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（情）答申第36号）

件名：「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応の経緯  
が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が令和3年7月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第3の1において「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係わる事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない」とあり、秘書課が作成した「文書事務における知識付与を行うためのツール」の抜粋部分が「処理に係わる事案が軽微なものであるか否か」の判断基準や判断要素が分かるものであることは明らかであると主張している。抜粋部分によれば「事案が軽微なものである場合」としては、所管事務に関する単なる照会や問い合わせに対する応答、裁判所内部における日常的業務の連

絡や打合せなどが事例として示されている。

奈良地方裁判所は「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」（以下「本件通報書」という。）に対する対応に関して経緯が分かる文書を不開示としたが、通達と「ツール」の抜粋部分に照らせば、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付けができるよう、司法行政文書の作成を文書管理者が指示し作成する義務があることは明白であり、作成されていないことは有り得ないというべきである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、原判断庁が、本件通報書に対する処理を放置し、「通報書に対する処理状況が分かる文書」の開示申出（以下「別件開示申出」という。）を受け付けた後に本件通報書に対する対応案（以下「本件対応案」という。）が作成されたとの主張を前提に、これらの経緯が分かる文書の開示を求めるものであるところ、原判断庁が本件対応案を作成したのは別件開示申出を受け付けるより前であることから、苦情申出人が主張するような経緯は存在せず、本件開示申出に係る文書を作成する必要はない。念のため、原判断庁において探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 なお、苦情申出人は、本件対応案の表題に「文書開示申出人」と記載があることをもって、別件開示申出を受け付けた後に本件対応案が作成された旨を主張するが、本件通報書の内容が別件開示申出よりも先にされた文書開示申出に関するものであること及び本件対応案が通報書への対応を検討・決定するために作成されたことに鑑みると、本件対応案の表題にある「文書開示申出」は、別件開示申出とは別の申出を指すものと認められるから、本件対応案の表題に「文書開示申出人」と記載があることは何ら不自然ではない。
- 3 さらに、苦情申出人は、本件開示申出に係る文書について、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付けができるよう、文書管理者が指示し作成する義務があることは明白であり、文書を作成していないことはあり得ない旨を

主張する。しかし、上記のとおり、原判断庁において別件開示申出を受け付けた後に本件対応案が作成された事実や別件開示申出を受け付けるまで本件通報書の処理を放置していた事実は存在しないことから、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していないものである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年9月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 審議
- ④ 令和4年1月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認したところ、本件対応案の作成年月日の日付は、別件開示申出が受け付けられた日より前の日付であること、本件通報書は、別件開示申出より先にされた文書開示申出に係る奈良地方裁判所職員の行為についてのものであること、本件対応案には本件通報書に対する対応方針の検討内容及びその結果が記載されていることが認められる。上記確認結果を踏まえれば、原判断庁が本件対応案を作成したのは、別件開示申出を受け付けるより前であることから、苦情申出人が主張するような経緯は存在せず、本件開示申出に係る文書を作成する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容は合理的である。

苦情申出人は、本件対応案の表題に「文書開示申出人」と記載があることをもって、別件開示申出が受け付けられた後に本件対応案が作成された旨を主張するが、上記確認結果を踏まえれば、本件対応案の表題にある「文書開示申出」は、本件通報書に記載されていた文書開示申出で、別件開示申出より先にされた文書開示申出を指すと解するのが自然であり、苦情申出人の主張を採用することはできない。

そのほか、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、奈良地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子

## 別紙

特定年月日付けで開示された、「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応案は「文書開示申出人からの通報書に対する対応案」と題する文書となっている。すなわち、「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する処理状況が分かる文書の開示申出書を受付後作成されたものであり、処理状況についての開示申出書を受付けるまで、通報書の処理を放置していたこととなる。これらのことの経緯が分かる文書。